一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

【注意事項】

- 1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
- 2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。 枚数は、表紙を含めて6枚あります。
- 3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰れません。
- 4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」 を確実に記入してください。
- 5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」 を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものが あります。
- 6. 試験中に、「過去問題を見る」等の禁止されている行為を確認した場合、 不合格扱いとします。
- 7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。 解答が終わり途中退席を希望される方は、他の受験者の迷惑とならないよう 静かに退出して下さい。退出後はご帰宅いただいて構いません。
- 8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関東運輸局

席

番号

1.	旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行の安全の確保のため 及び乗務員の服務についての規律を定めなければならない。(運輸規則第4		すべき	事項
		(0)
2.	事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業 難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域 て乗合旅客の運送を行うことができる。(道路運送法第21条)		_	
		(0)
3.	旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動 旅客のために適切な処置をしなければならないが、旅客の運送を継続するこ い。(運輸規則第18条)	•		
		(×)
4.	事業者は、運転者が疲労等により安全な運転を継続することができないおそあらかじめ、交替するための運転者を配置しておかなければならないが、夜る場合にあつては、この限りでない。(運輸規則第21条)	•		•
		(×)
5.	一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法における運賃は、 出発地の運賃を基礎として計算するものとする。 (一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法)	営業所	の所在	する
		(0)

Ⅰ. 次の1. から15. までの文章で、正しいものには 〇 印を、そうでないものには × 印を

申請者名(事業者名)

記入者名(受験者名)

(

)内に記入しなさい。

	6.	事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送 ることができる。(運輸規則第7条の2)	引受書	事を交付	ナす
		CCW CCW (CTM)/VLX1/J/ / / / / Z/	(×)
	7.	事業者は、整備管理者を選任したときは、その日から十五日以内に、地方運輸届け出なければならない。(道路運送車両法第52条)	局長に	こその旨	言を
			(0)
	8.	事業者は、一般旅客自動車運送事業の運送約款に、運送の引受けに関する事項ならない。(道路運送法施行規則第12条)	を定め	うなけれ	いば
			(0)
	9.	一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害すような競争をしてはならない。(道路運送法第30条)	十五日以内に、地方運輸局長に (見を生す	ドる
			(0)
1	Ο.	旅客自動車運送事業者は前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業 年度の経過後1年以内に提出しなければならない。(旅客自動車運送事業等報			
			(×)
1	1.	旅客自動車運送事業者は、経営の責任者の責務を定めることその他の国土交通 める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければなら (運輸規則第2条の2)		ぶ告示で	ご定
			(0)
1	2.	一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は 運送事業のため利用させてはならない。(道路運送法第33条)	特定的	徐客 自勇	 山車
			(0)
1	3.	事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設を変更した場合、遅なければならない。(道路運送法施行規則第66条)	滞なく	、、届出	Цl
			(0)
1	4.	旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、都道府県知事の登録を受けなけ (道路運送法第4条)	ればな	ょらない	٥,
			(×)
1	5.	整備管理者は、法令に定める方法で行つた日常点検の結果に基づき、運行の可ればならない。(道路運送車両法施行規則第32条)	否を決	や定しな	こけ

Ⅲ. 道路運送法に関する次の条文について、()内に入る字句として正しいものを下欄から選び、()内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第1条)

・道路運送法は(イ)と相まつて、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の (サ)の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、 (ケ)を確保し、道路運送の (カ)の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて (セ)を増進することを目的とする。

ア. 供 給 イ. 貨物自動車運送事業法 ウ. 車両数 エ. 適正な運営 オ. 事業者

カ. 利用者 キ. 旅客の利便 ク. 旅行業法 ケ. 輸送の安全 コ. 訪日外国人

サ. 需要 シ. 道路運送車両法 ス. 利益 セ 公共の福祉 ソ. 道路交通法

Ⅲ. 一般貸切旅客自動車運送事業者の使用する自動車の事故に関する報告のうち「速報」に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(自動車事故報告規則第4条)

- ・事業者等はその使用する自動車について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は 国土交通大臣の指示があつたときは、省令の規定によるほか、電話その他適当な方法により、 (ケ)以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局 長に速報しなければならない。
- ・自動車が転覆し、(ソ)し、火災(積載物品の火災を含む。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触したもの
- ・(コ) 又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)第 五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じたものであつて次に掲げるもの
- ・(ア) に1人以上の重傷者を生じたもの
- ・(オ) 以上の死者を生じたもの

ア. 旅客 イ. 故障 ウ. 1時間 エ. 追突 オ. 1 人

カ. 5 人 キ. 30日 ク. 15日 ケ. 24時間 コ. 死 者

サ. 遅 延 シ. 重傷者 ス. 運転者 セ. 歩行者 ソ. 転 落

IV.	次	(の文中の() の部分にあてはまる語句を <u>答.</u>		の欄に記入しなさい。
1		事業者は、旅客自動車運送事業(一般乗用旅客自動車運送事る業務として、事業用自動車の点検及び整備の管理に関するた者を安全統括管理者に選任できる。(運輸規則第47条のと	業務に(
			答.	三年
2		一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところ	により、輸	送の安全を確保するた
		めに講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省情報を() しなければならない。(道路運送法第2		
			答	公 表
3		道路運送法における「旅客自動車運送事業」とは、他人の需動車を使用して旅客を運送する事業である。(道路運送法第2	2条)	()で、自 <u>有</u> 償
4		一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、() ごと期間の経過によつて、その効力を失う。(道路運送法第8条)	にその更新 <u>答.</u>	を受けなければ、その 五 年
5	•	一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の その効力を生じない。(<mark>道路運送法第36条</mark>)	()を受けなければ、
			<u>答.</u>	認可

				を変更しよう 可を必要とす											
		× 印を記力		さい。											
• • •		送法第15身	•						,						
(1)営		7						(0)				
2)営業	と の 位置の)変更						(0)				
3)営業	業所ごとに 酢	己置す	る事業用自動	車€	数位	の変更	Ī	(×)				
4)自動	助車車庫の位	2置及	び収容能力の	変更	į.			(0)				
(5))役員	員の変更							(×)				
句 (選 旅 定 る け 及	Jとして <mark>輪規</mark> 客自動 めると (ればな	で正しいもの <mark>関第38条)</mark> 動車運送事業 ところにより ス) 並 よらない。こ けた者を記録	かを下れ き者は、 シ、 だ をび 場	従業員に対する。 その事業用 として とった とった とった といて はい ここ とい ここ とい ここ か つ、 その 記 か つ、 その 記	(自ちなりません)	事の	か運転 又は営 か運転 () 内に 者に対 は業区域 に関す	記号し、おのるりのでは、これのようのでは、これのようのでは、これのようのでは、これのようのでは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのよりには、これのよりには、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのようのは、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのようのは、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりには、これのよりにはいは、これのよりにはいは、これのよりには、これのは、これのは、これのは、これの	を記ります。	上交通 と交びこい とつ容並	なさい。 大臣が れに対 て び に ば び に 指	: (・処す リな指 導監	ケ る 導 軽 を	とができ 督をしな 行つた者
	<u></u> ア. 三 カ. 報	 年間 告										オ. コ.	—————————————————————————————————————		
				基準											